

はじめての法律 ♪ 家族法を知って将来にそなえる [第1回]

このセミナーは…

家族や親族 に関する様々な問題について定めている法律『**家族法**』を学んで、私たちの **将来に備える智恵** を身につけるためのセミナーです。

法律を見るのは初めてという方でも、まったく問題ありません。
家族法は私たちの生活の中にとけ込んでいる法律です。イメージをふくらませながら自然と身につくよう、わかりやすくお話しします。

例えばこんな時に…

長野県出身の花子さんは、共稼ぎをしている夫の太郎さんと、息子の一郎くんの3人で、東京で暮らしています。長野の実家は父母の2人暮らしで、母は認知症を患い父が面倒をみています。今年の夏、突然父が脳梗塞で倒れ亡くなってしまいました。ここで2つの問題が花子さんに発生しました。ひとつは父の相続問題です。父の遺産は畑と賃貸アパート1棟と実家の土地建物と預貯金500万円と借金700万円です。花子さんには兄が1人おり、相続人は花子さんと兄と母の3人です。でも母は認知症…遺産分割の話し合いができません。兄とはあまり仲良くなかったし、父の借金はどうしよう…。もうひとつは一人暮らしになってしまう母の介護や財産の管理の問題です。

さて、花子さんはどうしたらよいでしょう？ せめて問題解決の糸口だけでも欲しいところだと思います。

ここで、その糸口として使う法律が『家族法』です。家族法には、**相続**の仕方などに関することが細かく規定されています。それから認知症の母のことでは**成年後見**の規定が使えそうです。もし父が母の将来のことを考えて書いていた遺言書を発見したら…**遺言**についても、家族法に規定してあります。

法律は万能ではないため、私たちの細かい心のひだまではすくい取れないけれど、**解決の方向性**は示してくれます。

女性にとって、家族や親族の問題は、まさに**自分のライフスタイルの問題**としてふりかかってくる人が多いです。そうであるならば、**女性にとって家族法の知識は不可欠**です。現実問題の解決のためだけでなく、将来やってくることに對する備えとしても、ぜひ家族法を知ってほしいと思います。

日 時 : 平成20年12月6日(土) 11時~12時

場 所 : 女性と仕事の未来館「第2セミナー室」 <http://www.miraikan.go.jp/>

JR「田町駅」徒歩3分・地下鉄「三田駅」徒歩1分(港区芝5-35-3)

参加費 : 1,500円(当日お持ちください)

主催/講師 : 山本&森法務司法書士事務所 司法書士 森 香苗 <http://www.ym-shiho.net/>

申込方法 : メール または お電話で、お名前とご連絡先を添えてお申し込みください。

メール : kanae.mori@ym-shiho.com / 電話 : 03-6803-0519

